

## 高齢者虐待の防止について

### 1 高齢者虐待判断件数

高齢者虐待防止法が施行され15年目となりましたが、養介護施設従事者等(※)による虐待の相談・通報件数及び高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加しています。

※

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

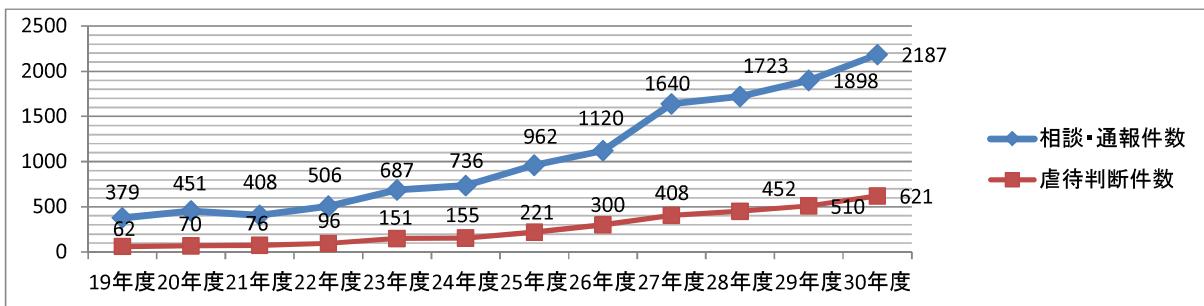
「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移(全国)



### 2 虐待の事実が認められた事例について（全国）

虐待の事実が認められた 621件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の具体的な内容、虐待の種別、被虐待高齢者に対する身体拘束の有無、虐待の発生要因、被虐待高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った結果、以下のような傾向がありました。（愛知県においては36件の虐待事例、うち名古屋市においては22件の虐待事例）

#### (1) 施設・事業所の種別

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が34.9%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が23.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が14.2%、「介護老人保健施設」が8.1%の順となっています。

当該施設・事業所の種別

	老人別 介護 ホーム	保健 施設 人	介護 施設 型	医療 施設 型	介護 施設 型	共認 同知 症活 動対 応型	老人 料 ホ ーム	小居 宅模 式	規 模多 介護 能	老人 人ホ ーム	輕 費 ホ ーム	老 人 護 ホ ーム	短期 入 所 施 設	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	居 宅 介 護 支 援	其 他	合 計
件数	217	50	7	88	143	16	3	5	14	21	40	2	15	621				
構成割合 (%)	34.9	8.1	1.1	14.2	23.0	2.6	0.5	0.8	2.3	3.4	6.4	0.3	2.4	100				

## (2) 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 羞恥心の喚起 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

## (3) 虐待の種別

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が57.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が27.1%、「介護等放棄」が19.2%、「経済的虐待」が5.8%となっています。

### 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	533	178	251	50	54	927
構成割合 (%)	57.5	19.2	27.1	5.4	5.8	

※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数927人と一致していません。

※構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった51件を除く570件における被虐待者の総数927人に対するものです。

## (4) 被虐待高齢者に対する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
203人 (21.9%)	724人 (78.1%)	927人 (100.0%)

※被虐待高齢者が特定できなかった51件を除く570件の事例を集計。

## (5) 虐待の発生要因

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」となっています。

### 虐待の発生要因(複数回答)

内 容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	358	58.0
職員のストレスや感情コントロールの問題	152	24.6
倫理観や理念の欠如	66	10.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	66	10.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	62	10.0
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51	8.3
その他	19	3.1

※回答のあった617件の事例を集計。

#### (6) 被虐待高齢者の要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

「要介護4」が31.7%と最も多く、次いで「要介護5」が25.8%、「要介護3」が20.7%であり、合わせて「要介護3以上」が78.2%と7割以上を占めました。また、「認知症高齢者の日常生活自立度II以上」の者は80.5%となっています。

##### 被虐待高齢者の要介護状態区分

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
人数	11	9	10	52	86	192	294	239	34	927
構成割合 (%)	1.2	1.0	1.1	5.6	9.3	20.7	31.7	25.8	3.7	100.0

※被虐待高齢者が特定できなかった51件を除く570件の事例を集計。

##### 認知症日常生活自立度

認知症又は 自立度I	自立度II	自立度III	自立度IV	自立度M	が認 知症 度は ある る	再 度は ある る	自立 度II 以上	有認 無知 が症 不の 明	合 計	
人数	25	42	138	297	137	26	148	(746)	114	927
構成割合 (%)	2.7	4.5	14.9	32.0	14.8	2.8	16.0	(80.5)	12.3	100.0

※被虐待高齢者が特定できなかった51件を除く570件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度II以上」のほか、「自立度I」が含まれている可能性があります。自立度II以上（再掲）は、自立度II、III、IV、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計となります。

#### (7) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の年齢及び職種

虐待を行った養介護施設従事者等の年齢は「30～39歳」が19.6%と最も多く、次いで「30歳未満」が19.2%、「40～49歳」が15.9%となっています。職種については、8割以上を介護職が占めています。

##### 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	139	142	115	101	86	140	723
構成割合 (%)	19.2	19.6	15.9	14.0	11.9	19.4	100.0

※虐待者が特定できなかった95件を除く526件の事例における虐待者の総数723人に対するものとなります。

##### 虐待者の職種

	介護職	内訳			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	608	(154)	(161)	(293)	31	21	28
構成割合 (%)	84.1	(25.3)	(26.5)	(48.2)	4.3	2.9	3.9

（続き）

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数		6	26	3
構成割合 (%)		0.8	3.6	0.4

### 3 名古屋市における養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数（令和元年度）

令和元年度に虐待通報があったものについて、名古屋市としての虐待判断件数は15件となりました（令和2年5月末時点）。施設・事業所の種別としては、「介護老人福祉施設」が6件と最も多い、次いで「住宅型有料老人ホーム」が4件、「特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」が2件、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「介護老人保健施設」、「サービス付き高齢者向け住宅」がそれぞれ1件の順でした。虐待の種別としては、「身体的虐待」が8件と最も多い、次いで、「介護等放棄」及び「心理的虐待」が3件、「性的虐待」が2件、「経済的虐待」が1件の順でした。

※同一事業所で複数の認定がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断件数の15件と一致しません。

詳細は以下にまとめてあります。

#### ※令和元年度の名古屋市としての虐待判断事例

##### 【身体的虐待】

- ・寝浴介助時、手をタオルで縛った。
- ・頭を叩いた。・ビンタをした。
- ・強引に手を掴み怪我をさせた。
- ・腹部を殴った。
- ・居室から出られないようにした。
- ・オムツパッドで頭を叩いた。

##### 【心理的虐待】

- ・「バカ」「アホ」等の暴言を吐いた。
- ・入浴介助中に利用者の顔にタオルを被せ手を合わせた。

##### 【介護等放棄】

- ・ナースコールのコードを意図的に抜いた。
- ・ナースコールを無視した。
- ・食事を与えなかった。・服薬介助を行わなかった。
- ・入居者の入浴が月に1回程度しか実施されておらず、清潔状態が保たれていなかった。

##### 【性的虐待】

- ・胸を触った。
- ・「おっぱい触りたい」「下半身触りたい」等の性的発言をした。

##### 【経済的虐待】

- ・入居者の預り金を搾取した。

#### ※令和元年度の名古屋市としての虐待判断事例の発覚の端緒

- ・不自然なあざや怪我が発見された。（事故報告、看護記録）
- ・職員からの訴えがあり管理者が詳しく確認した。
- ・職員が他の職員の虐待行為を目撃した。
- ・利用者家族からの訴えがあった。
- ・本人からの訴えがあった。

#### ※令和元年度の名古屋市としての虐待判断事例の発生要因

- ・介護に対する知識が不足していた。
- ・認知症に対する理解が不足していた。
- ・職員の倫理観が欠如していた。
- ・入居者の介護拒否によるストレスがあった。
- ・職員の人員が不足していた。
- ・法人の研修が不足していた。
- ・周囲との連携が不足していた。
- ・長時間の勤務等によるストレスがあった。

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防ぐ又は早期に発見するためには、①コンプライアンスの遵守の徹底②公益通報者保護制度の周知③職員間の積極的なコミュニケーション④虐待防止に関する研修・身体拘束廃止に関する研修・接遇に関する研修・認知症に関する研修の実施が有効となります。

#### 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、「養介護施設従事者等の研修の実施」、「当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備」「その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」を講ずるものとすることになっています（法第20条）。

高齢者虐待防止に関する研修、並びに身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修等高齢者虐待に關係の深いテーマの研修を事業所の全職員に対して定期的に行うことが求められます。

また、苦情相談窓口の設置が運営基準に規定されていますが、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、相談されやすい事業所となるように工夫をお願いします。

#### 5 養介護施設従事者等による高齢者虐待における通報の義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（法第21条第1項）。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第21条第6項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています（法第21条第7項）。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

#### 6 養護者による高齢者虐待における通報について

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（法第7条第1項）ほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない（法第7条第2項）と規定されています。養護者による高齢者虐待の相談・通報者の集計では介護支援専門員が最も多く、介護保険事業所職員と合わせると全体の3分の1を上回っています。深刻でない虐待事例の通報について法令では努力義務の規定となっておりますが、虐待を受けている高齢者が安心して生活するための支援や高齢者虐待を未然に防止するために、虐待のサインに気付きやすい介護支援専門員や介護保険事業所職員の協力が必要不可欠です。

## 7 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要があります。「不適切なケア」とは、不適切な介護・低い専門性、不適切なサービス、不十分なケア、不適切な関係等のことを指します。虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為があります。さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況があります。そのため、「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められています。

また、介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は、身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について、身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要となります。

養介護施設においては多数の高齢者が生活していますが、業務をこなすために流れ作業的なケアを実施する中でも身体拘束や心理的虐待が発生しております。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、高齢者一人ひとりに対して個別ケアを実践することも重要になります。

法令の趣旨を踏まえ、養介護施設従事者等による高齢者虐待をなくすため、定期的に、虐待防止に関する研修、身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修の実施をし、実際にケアに当たる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体でサービス向上に向けた取り組みをお願いします。

# 介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について

## 1 対象となる事業所・施設

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、介護予防・生活支援サービス事業

（※①事業所・施設が市外に所在するが、利用者が名古屋市民である場合、②事業所・施設が市内に所在するが、利用者が名古屋市民ではない場合も報告を要する）

## 2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。

### （1）対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者が死亡した場合（※）、医療機関における治療を必要とした場合（軽微な治療（湿布の貼付、軽易な切り傷への消毒実施など）は除く）、利用者トラブルが発生した場合、利用者等に賠償金等を支払った場合又はエスケープ

### （2）対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金等を支払った場合（代わりの物を購入した場合も含む）、利用者等の個人情報が流失した場合又は利用者等とトラブルが発生した場合

### （3）感染症の発生 「事故報告書（食中毒又は感染症用）」にて報告

介護サービスの利用者が食中毒又は結核等の感染症に罹患した場合、又は、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が施設内で発生し、利用者等が罹患した場合。具体的には、①事業所全体で10名以上（一日あたり）が罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③感染症による死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合。

※介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない病死の場合は（3）を除いて報告不要

## 3 本市への連絡方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」「事故報告書（食中毒又は感染症用）」に必要事項を記載の上、速やかにファックス又は郵送にて連絡を行うものとする。

なお、別紙「事故報告書」により難い場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に代えることもできるが、別紙「事故報告書」の全ての事項について必ず記載すること。

## 4 本市の連絡先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 FAX 052-972-4147

問合せ先	サービスの種類	電話番号
	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護	052-972-2592
	上記以外のサービス	052-972-3087

## 5 留意事項

事故が発生した場合は、本市への連絡を行う前に、速やかに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施すこと。

# 事 故 報 告 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市健康福祉局介護保険課長

介護サービスの提供に伴い発生した事故等について、下記のとおり報告します。

**1 事業所又は施設の詳細**

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法 人 名

**2 区分（該当する番号に○を付すこと）**

【 (1)対人事故 / (2)対物事故 / (3)その他 】

**3 対象者**

被保険者番号										
(ふりがな) 被保険者氏名	男・女 M・T・S 年 月 日生 ( 歳 )									
被保険者住所 電話番号	TEL( ) -									
要支援状態区分 要介護状態区分	要支援1・要支援2・事業対象者 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5									

**4 発生日時**

年 月 日 午前・午後 時 分頃
------------------

**5 被害の状況**

対人事故		対物事故
診断（例：骨折、誤嚥、死亡）	事故部位（例：左手首）	毀損・滅失物

**6 事故発生場所（該当するものに○を付すこと。）**

[ 居室 食堂 リビング デイルーム トイレ 浴室  
廊下 階段 玄関 不明 その他 ( ) ]

**7 事故発生時の状況および事故発生後の対応**

(事故発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、対応職員名及び対応状況、事故発生後の対応経過を簡潔かつ詳細に記入すること。なお、事故の発生場所が判明している場合は、見取図も添付すること。)
---

**8 再発防止にかかる管理者の所見**

(再発防止の取り組み内容を簡潔に記載すること。)
管理者氏名： (連絡先：TEL ( ) - )

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

## 事故報告書（食中毒又は感染症用）

年 月 日

（宛先）名古屋市健康福祉局介護保険課長

食中毒又は感染症の発生について、下記のとおり報告します。

1 事業所又は施設の詳細

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法人名

2 疾患名

【 】

3 報告理由（例：事業所全体で10名以上が罹患したため 等）

【 】

4 対象者

入所者	人中	人（うち入院者	人）
通所者	人中	人（うち入院者	人）
職員	人中	人（うち入院者	人）

5 発生日（最初に患者が発生した日）

年 月 日

6 発症者の主な症状（該当するものに○を付すこと。）

〔 1 下痢 2 嘔吐 3 腹痛 4 発熱 5 咳、咽頭痛、鼻水 6 発疹、皮膚の異常  
7 その他（ ） 〕

7 発生の経緯（発見の端緒、感染経路 など）

（記入欄）

8 事業所又は施設の措置、対応（施設運営内容の変更、保健所の指示 など）

（記入欄）

管理者氏名： （連絡先：TEL（ ）— ）

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

令和2年5月8日

市内高齢者施設等 担当者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

### 新型コロナウイルス感染症にかかる事故報告について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
標題の件について、下記のとおり本市としての取扱いを変更、追加しますので、ご確認ください。

#### 記

##### 1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の社会的影響の大きさを鑑みて、通常時の事故報告の取扱いから変更し追加するものです。

##### 2 連絡が必要な場合

新型コロナウイルス感染症については、利用者及び職員に感染者が発生した場合、感染者数の多寡にかかわらず、本市へ連絡するものとします。（事業所全体で10名以上が感染した場合等の条件がありましたら、新型コロナウイルス感染症については別の取扱いとさせていただきます。）

##### 3 連絡方法

事故報告書（食中毒又は感染症用）に必要事項を記載の上、速やかにFAXにて連絡を行うものとします。

##### 4 対象となる事業所・施設

「介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について」において本市への連絡を要するとされている事業所、施設及び養護老人ホーム・軽費老人ホーム

##### 5 その他

すでに感染し治癒に至った利用者及び職員がいる場合についても、上記方法によりご報告ください。

(問合せ先)

名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
介護保険課指導係  
電話 052-972-3087

## 食品衛生について

### 1 食中毒を防ぎましょう

例年ノロウイルスによる食中毒が多く発生する傾向にあります。昨年は名古屋市において、ウェルシュ菌やカンピロバクターによる細菌性食中毒、アニサキスなどによる寄生虫食中毒、さらに植物性自然毒による食中毒も発生しています。

今一度、「大量調理施設衛生管理マニュアル」などのマニュアルをご確認いただくとともに、手洗いの徹底を基本とした衛生管理にご留意ください。

### 2 細菌性食中毒について

<食中毒菌が増える3つの条件>

- ① 温度 … 多くの食中毒菌は30~40°Cで活発に増殖します。なかには、10°C以下の低温を好んで発育する菌もあります。
- ② 水分 … 菌が増殖するには水分が必要です。乾燥した食品や塩分・糖分の濃度が高い食品は菌が増殖しにくいです。
- ③ 栄養分 … 食品中には栄養分がいっぱいあります。適度な水分や温度があれば増殖を始めます。

<食中毒予防の3原則>

#### ① つけない（食中毒菌を食品につけない）

- ・調理前やトイレの後、魚や肉を扱った後などは必ず手を洗う。
- ・調理器具は洗浄・消毒し、清潔な場所で管理して使用する。
- ・食品を保管する際は、密封容器やラップを使用する。



#### ② 増やさない（食中毒菌を増やさない）

- ・肉や魚などの生鮮食品はできるだけ早く冷蔵庫に入れる。
- ・冷蔵庫に入れても細菌はゆっくりと増殖するため、なるべく早く提供、消費する。



#### ③ 加熱する（加熱して食中毒菌を殺す）

- ・食品は中心温度75°Cで1分間以上加熱する。（ノロウイルスに汚染されているおそれのある食品は、中心温度85°C~90°Cで90秒間以上加熱する。）



### 3 ノロウイルス食中毒について

<ノロウイルスの感染経路>

① 生や加熱が不十分な二枚貝を食べた場合

海へ流出したウイルスが、カキなどの二枚貝に蓄積され、それを生または加熱不足で食べることで発症します。

② 手洗い不十分のまま調理され、汚染された食品を食べた場合

トイレ後の手洗いが不十分であると、ウイルスの残存した手で食品に触れることになり、食品が汚染されて食中毒が起こります。

③ 感染した人の吐物や便の処理時に感染する場合

患者の吐物や便などを処理する際に、汚染された人の手指、器具、床などを介して、口からウイルスが入り感染します。



食べ物の中では増えません！  
ヒトのおなかで増殖します！  
ヒトからヒトにうつります！

<ノロウイルス食中毒予防の4原則>

① 持ち込まない（調理施設にウイルスを持ち込まない）

- ・下痢や嘔吐などの症状を呈している者は食品の取扱いに従事させない。
- ・症状がなくても感染している場合（不顕性感染）があるため、日頃から手洗いをしっかりと行い、使い捨て手袋を使用するなどして防ぐ。
- ・原材料や運搬器具、作業着なども衛生的に管理する。

② ひろげない（調理施設を汚染させない）

- ・調理前やトイレの後、オムツ交換および吐物の処理後は念入りに手を洗う。
- ・まな板や包丁、ふきんなどの調理器具は、十分に洗浄した後、熱湯（85～90°Cで90秒以上）または次亜塩素酸ナトリウム溶液（塩素濃度200ppm）で消毒する。
- ・トイレや手洗い設備も衛生的に清掃・管理する。

③ 加熱する（加熱してウイルスを不活化させる）

- ・食品は中心温度85°C～90°Cで90秒間以上加熱する。

④ つけない（食品を汚染させない）

- ・加熱調理後も、再汚染のないよう取扱いに注意する。
- ・適切なタイミングで手洗いを行い、手袋も適切に交換する。
- ・調理器具は洗浄・消毒し、清潔な場所で管理して使用する。

食中毒

虫・ウイルス・寄生虫の原因となる主な細菌・ウイルス・寄生虫

食中毒を防ぐには、食中毒を起こす細菌やウイルス、寄生虫の特徴を知ることが大切です。

名前	分類	特徴	主な原因食品	発症までの時間	主な症状	予防方法
ノロウイルス	感染型	・人の小腸でのみ繁殖し、便とともに排泄され、下水や河川から海に流入し、カキなどの二枚貝に取り込まれます。 ・感染すると、症状回復後もしばらくの間、便とともにウイルスが排泄されます。	・調理従事者を介して汚染された食品 ・カキなどの二枚貝(生・加熱不十分)	24~48時間	吐き気 おう吐 下痢 発熱	・食品は中心部まで十分に加熱しましょう。 ・調理前、トレイの後は、手洗いをしっかりとします。 ・下痢やおう吐などの症状がある時は、食品に直接触れないように注意しましょう。
カンピロバクター	感染型	・鶏・牛・豚・ペットなどの腸管内に存在します。特に鶏肉から多く見つかります。 ・食品についていた菌の量が少なくとも発症します。	鶏の刺身 霜降り 鶏肉料理	平均2~3日	腹痛 下痢 発熱 おう吐	・鶏肉を保存するときは専用容器に入れて、他の食品と接触しないようにしましょう。 ・中心部まで十分加熱しましょう。 ・ベットを触った後は、手を良く洗いましょう。
サルモネラ属菌	感染型	・鶏・牛・豚・ペットなどの腸管内に存在します。鶏卵からも見つかります。 ・子どもや高齢者、抵抗力の低い人では重症となることがあります。	鶏卵、鶏肉 豚肉 卵を使用した生菓子	平均12時間	腹痛 下痢 発熱(38℃程度) おう吐	・食肉や卵は、十分に加熱しましょう。 ・卵は冷蔵庫で保管し、早めに食べましょう。 ・ベットを触った後は、手をよく洗いましょう。
腸炎ビブリオ	感染型	・海の泥土に存在し海水温が上昇すると活動性に動き出します。海水中へと移り、魚介類に付着します。 ・適当な温度、水分、塩分があると非常に速く増殖します。	魚介類の刺身 寿司	平均12時間	腹痛 下痢 発熱 おう吐	・魚介類は冷蔵保存。刺身、寿司は冷蔵庫から出したら早めに食べましょう。 ・魚介類は真水でよく洗いましょう。 ・魚介類を取り扱った後、手、調理器具は十分洗浄、消毒しましょう。
大腸菌O-157	感染型	・牛などの家畜の腸管内に存在します。 ・「ペロ毒素」という強力な毒素を発生し、子どもや高齢者など抵抗力の低い人では重症となることがあります。 ・感染力が強く、食品についた菌の量が少なくても発症します。	牛レバー刺し ユッケ、焼肉 サイコロステーキ	2~7日	下痢 血便 腹痛 発熱 おう吐	・食肉は中心部まで十分加熱して食べましょう。 ・生肉、生レバーを食べないようにしましょう。 ・魚介類を取り扱った後、手、調理器具は十分洗浄、消毒しましょう。
ウエルシユ菌	感染型	・人や動物の腸内、土壤、下水等に広く存在します。 ・特に強い芽胞を作ると、100°C、1~6時間の加熱でも生き残ります。 ・腸管に達した菌は、毒素を作り、食中毒になります。	煮込み料理(カレー、シチュー) 煮物(肉、魚、野菜)	6~18時間 (平均10時間)	下痢 腹痛 おう吐	・前日調理は避け、加熱調理食品はなるべく早く食べましょう。 ・加熱調理した食品を保存する場合は、小分けするなどして素早く中心部まで冷却し、低温で保存しましょう。 ・食肉を取り扱った後、手、調理器具は十分洗浄、消毒しましょう。
黄色ブドウ球菌	毒素型	・人の鼻腔、手指、毛髪など特に傷や化膿しているところにいています。 ・食品の中で増殖するときに、熱に強い毒素を作り出し、毒素による食中毒を起こします。	おにぎり 弁当 生菓子	1~5時間 (平均3時間)	吐き気 おう吐 腹痛	・手洗いをしつかり行いましょう。 ・特に手や指に傷がある時には、食品に直接触れないように注意しましょう。
アニサキス虫	寄生虫	・アニサキス幼虫が寄生している生鮮魚介類を生(不十分な冷凍又は加熱のものを含みます)で食べることで、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒(アニサキス症)を引き起します。	サケ、タラ、サバ、サンマ、イカの刺身	1~36時間	腹痛 悪寒 おう吐	・魚を購入する際は、新鮮な魚を選びましょう。また、1匹で購入した際は、速やかに内臓を取り除きましょう。 ・内臓を生で食べないようにしましょう。 ・目視で確認して、アニサキス幼虫を除きましょう。

【感染型】付着した細菌やウイルスそのものによって起こる食中毒

# 有料老人ホームの届出について

## ～老人福祉法第29条～

有料老人ホームとは、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供する（予定も含みます）居住施設です。

- ① 入浴、排せつ、食事の介護
- ② 食事の提供
- ③ 洗濯、清掃などの家事
- ④ 健康管理

Q：高齢者が数名しか入居していない場合は、有料老人ホームに該当しますか。

A：入居要件を専ら高齢者（老人）に限らず、高齢者以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには該当しません。ただし、入居要件では高齢者以外も入居できるとしつつ意図的に高齢者を集めて入居させてている場合や、数名であっても対象を高齢者に絞っている場合は有料老人ホームの届出が必要になることもあります。

Q：入居サービス又は介護等サービスを、委託して運営する場合又は別法人が運営する場合も、有料老人ホームに該当しますか。

A：それぞれのサービスを委託して運営する場合や別法人が運営する場合であっても、斡旋・紹介するなどにより一体的な運営が認められれば、該当します。

有料老人ホームに該当する場合には、あらかじめ届出が必要です。

Q：なぜ届出が必要なのですか。（老人福祉法の趣旨）

A：有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることから、あらかじめ事業者と行政との連携体制を構築しておくためです。

Q：有料老人ホームに該当する場合には、必ず届出が必要ですか。

A：老人福祉法第29条で定められており、届出が必要です。

有料老人ホームにおける居住の質を確保するため、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」で構造設備などの基準を定めています。

Q：「指針」には、どのような内容が定められていますか。

A：入居する高齢者の福祉向上と安定的継続的な施設運営を図るため、構造設備や管理運営に関する事項を定め、質の高い施設運営を目指すものです。

Q：構造設備などが「指針」の基準に適合できない場合も、届出は必要ですか。

A：基準に適合できない場合であっても届出が必要ですので、下記の窓口へご相談ください。

届出・相談窓口	名古屋市役所 健康福祉局 介護保険課 指導係 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL:052-972-3087 FAX:052-972-4147
指針・手続関係情報	NAGOYAかいごネットに掲載しています。 「事業者向けページ」 - 「有料老人ホームの届出」

# 名古屋市介護サービス事業者 自己評価・ユーザー評価事業のご案内

サービスの質を確保するためには、介護サービス事業者が提供するサービスについての評価が行われ、その結果が市民に情報提供されることが大切です。

そのため、名古屋市では、名介研と名古屋市が共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し事業運営の改善に繋げること、及び評価結果の公表を通じて市民が事業者を選択する際の指標とする目的とした、「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を18年に渡り実施しています。

是非、事業者「自ら」で利用者の協力を得て、  
名古屋市の良質な介護サービスを育てていきませんか！？

## □ 評価事業に参加する意義とは！？

### 1. 法令の遵守

介護保険法に定める「介護サービスの質の評価」を実施することができます。

### 2. 利用者の満足度や信頼感のアップ

提供しているサービスに対する利用者の声を直接聞くことで、的確かつ迅速な対応が可能となり、利用者の満足度や信頼感をアップさせることができます。

### 3. 他の事業者との相対比較

評価結果を活用し、同サービスを提供している他の事業者と比較することで、サービス水準の相対的な位置関係を知ることができます。

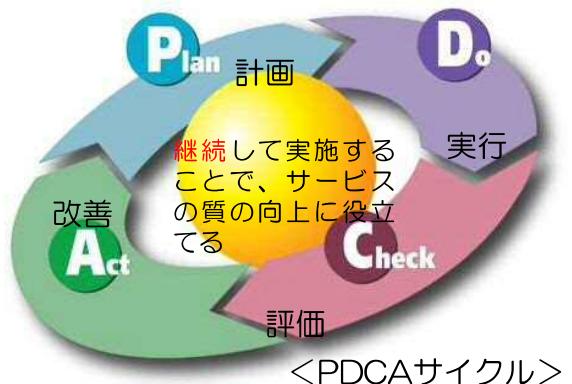
### 4. 意識改革

事業運営における課題や改善目標が明確になることで、従業員のモチベーションの向上と言った意識改革が図れます。

### 5. 事業運営における改善点の発見と改善効果の測定

自己評価を通じて自ら改善点を発見するとともに、利用者の評価結果と比較することで事業者自身では気づかない改善点を発見することができます。

また、毎年継続して参加することで、前年度の評価結果に対して取り組んだ業務改善の効果を確認することができます。<PDCAサイクル>



## □ 評価方法はどのようなものですか？

この評価事業は、『サービスを提供する事業者とサービスを提供される利用者双方が、同じ項目（質問）について評価を行い、双方の意識（評価）の差を比較し、その乖離部分を把握する』という方法で行います。この方法は、「**名古屋方式**」として、厚生労働省はじめ全国の自治体からも高い評価と関心を集めています。

※ 評価結果や参加事業所一覧等の詳細は、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

## □ ユーザー評価継続事業所を表彰します！

10年間継続してユーザー評価事業に参加し、サービスの質の改善に努めている事業者を表彰しています。

# 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における

## 自己評価・ユーザー評価参加加算について

### 1 対象事業所

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業所
- (2) ミニデイ型通所サービス指定事業所
- (3) 運動型通所サービス指定事業所

### 2 加算の概要

上記 1 の対象事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算します。

令和 2 年度に実施した場合、令和 3 年度に算定可能となります。

### 3 所定単位数

20 単位／月

### 4 算定にあたっての留意事項

本加算は、上記 1 の対象事業所についてのユーザー評価を前年度において実施した場合に、実施した当該事業所においてのみ算定可となります。利用者の有無に関わらず、少なくとも自己評価を行うことが必要です。（令和元年度ユーザー評価（令和 2 年度加算）より適用）

対象事業所を他のサービスと一体的に運営している場合、他のサービスのユーザー評価を実施しても、上記 1 のサービスについてユーザー評価を実施しなければ、本加算を算定することはできません。

\*例：訪問介護と介護予防訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスを一体的に実施している場合、生活支援型訪問サービス部分のユーザー評価を実施した場合のみ、次年度に生活支援型訪問サービスにおいて算定が可能となります。

令和元年度にユーザー評価を実施した事業所が、令和 2 年度算定対象となります。

### 5 ユーザー評価の詳細及び申込方法

以下のウェブサイトにてご確認ください。

\* 「名古屋市介護サービス事業者連絡研究会」

<http://www.meikaiken.gr.jp/>

\* 「NAGOYA かいごネット」

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

(参考)令和元年度実施時のスケジュール

\* 参加申込締切 9 月下旬

\* 自己評価・ユーザー評価の実施 10 月～11 月頃

\* 評価結果の公表(NAGOYA かいごネット) 次年度 6 月頃

# 施設入所者が死亡した際の遺留金品等の取扱について

## 1 趣旨

近年、施設職員が利用者の預り金を不正に使用していたという事件が全国的に発生しています。利用者や市民の期待を裏切ることのないよう、預り金については、改めて厳正な管理を徹底されるようお願いします。

なお、施設入所者が死亡した場合の遺留金品の取り扱いについて、頻繁にお問い合わせをいただいております。遺体の引取者がいる場合には、葬儀執行や遺留金品の処分は通常身元引受人が行います。遺体の引取者がいない場合、各区・支所の担当課にご連絡いただくこととなります。

つきましては、それぞれの場合の取り扱いについて「2 施設入所者が死亡した場合の取扱」のとおり整理いたしましたので、遺留金品を適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

## 2 施設入所者が死亡した場合の取扱

施設	区分	葬儀執行者	遺留金品
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	遺体の引取者がいる場合	扶養義務者（通常は身元引受人）	相続人（通常は身元引受人）に引渡
	遺体の引取者がいない場合	市（区民生子ども課・支所区民福祉課） …葬祭を行う者があるときは、その者に葬祭扶助を行うことができる	市が保管、葬儀費に充当
		老人福祉法の被措置者（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	市（区福祉課・支所区民福祉課） …施設に委託する措置をとることができる
		上記以外の者	市（区総務課）

## 社会福祉施設等におけるレジオネラ症対策について

名古屋市保健所健康部環境薬務課

近年、レジオネラ症患者数が全国的に増加傾向にあり、本市においても増加傾向にあります。本市では、社会福祉施設等の入所者の感染事例があったことから、レジオネラ症対策に関する施設状況の把握のため、平成28年度から社会福祉施設等の設備や維持管理状況を調査し、設備の適切な維持管理方法の啓発を開始しました。さらに平成30年度から、浴槽水及び加湿器内の水について、レジオネラ属菌の遺伝子の有無を調べる検査（LAMP法）を実施したところ、172件中12件が陽性という結果になりました。

このような状況も踏まえて、本市では、「名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱」（別添）を策定し、令和2年4月1日から施行しました。要綱には、これまで啓発してきました設備等の維持管理や自主管理などについて定めております。今後も要綱に沿った適切な管理を実施していただきますようお願い申し上げます。

また、今年度は、下記のとおり調査を計画しています。お忙しいところ大変恐縮ですが、本事業にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

#### 1 調査対象

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 特別養護老人ホーム          | 約110施設 |
| (2) 高齢者デイサービス（定員30人以上） | 約20施設  |

#### 2 調査期間

令和2年9月から令和3年2月まで

なお、本調査は来年度以降も継続して実施する予定です。

※新型コロナウィルス感染症の動向により計画を変更する場合があります。

#### 3 調査実施保健センター

- |                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| (1) 千種保健センター環境薬務室（TEL：753-1973） | 千種区、昭和区、瑞穂区、名東区の施設調査を実施します。 |
| (2) 中村保健センター環境薬務室（TEL：481-2217） | 西区、中村区、熱田区、中川区の施設調査を実施します。  |

(3) 中保健センター環境薬務室 (TEL : 265-2256)

東区、北区、中区、守山区の施設調査を実施します。

(4) 南保健センター環境薬務室 (TEL : 614-2862)

港区、南区、緑区、天白区の施設調査を実施します。

#### 4 調査内容

施設状況の調査をするとともに、浴槽水等の pH、遊離残留塩素濃度、ATP 値の測定を実施します。一部の施設については浴槽水を採水し、採水した浴槽水は保健センターへ持ち帰り、LAMP 法によるレジオネラ属菌の検査を実施します。調査結果については、後日報告書を送付してお知らせするとともに、必要に応じ改善提案します。

また、あわせて「名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱」の内容について説明いたします。

#### 【調査の実施にあたってのお願い】

- ① 事前に保健センターの職員が電話等により連絡し、当日の段取りを調整させていただきますので、ご承知おきください。
- ② 調査を円滑に進めるため、事前に調査票等の記入をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いします。
- ③ 浴槽水を採水させていただく施設につきましては、浴槽にお湯が入っている時間帯に調査を実施させていただきますようお願いします。

#### レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで感染する感染症です。レジオネラ属菌は本来、土や河川など自然環境中に生息しており、自然界ではそれほど増えませんが、入浴設備や冷却塔などの人工の水環境に発生する生物膜（ぬめり）の中で特に増殖しやすいと言われています。

#### LAMP 法とは

レジオネラ属菌由来の遺伝子（DNA）の有無を調べる検査法です。レジオネラ属菌の生死にかかわらず遺伝子を検出します。

保健センターにおいて浴槽水及び加湿器の検査を実施し、結果に基づき適切な維持管理について助言します。

名古屋市保健所健康部

環境薬務課環境衛生係 052-972-2644

## 名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設等において必要な衛生上の措置等を定めることにより、レジオネラ症の発生を防止することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱において「高齢者福祉施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

### (設備等の維持管理)

第3条 高齢者福祉施設等の設置者又は開設者（以下「設置者等」という。）は、入浴設備、冷却塔、加湿器、給湯設備その他のレジオネラ属菌の繁殖しやすい設備等（以下「設備等」という。）について、別表に基づき維持管理を行うものとする。

### (自主管理)

第4条 設置者等は、設備等の自主管理を行うため、設備機器ごとに、レジオネラ属菌を制御するための点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の手順を定めた自主管理手引書を策定するとともに、毎年度、自主管理手引書に基づいた年間管理計画及び点検表を作成して、従業者等に周知徹底するものとする。

2 設置者等は、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めるものとする。

### (帳簿書類)

第5条 設置者等は、設備等の点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の状況を記載した帳簿書類について、5年間保存するものとする。

### (緊急時の対応)

第6条 設置者等は、施設の利用者にレジオネラ症患者若しくはレジオネラ症を疑わせる者が認められる場合、又は、管理する設備等からレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに管轄の保健センター環境薬務室（以下「環境薬

務室」という。)へ報告するものとする。

- 2 環境薬務室は、前項の報告があったときは、直ちに健康福祉局環境薬務課(以下「環境薬務課」という。)へ報告する。
- 3 環境薬務課は、前項の報告があったときは、必要に応じて関係する市の機関と情報共有を図る。

(保健所の役割)

第7条 環境薬務課は、関係する市の機関と連携を図り、施設の自主管理の推進を図る。

- 2 環境薬務室は、対象施設の設置状況の積極的な把握に努める。
- 3 環境薬務室は、必要に応じて施設に立ち入り、維持管理状況等の調査を実施し、設置者等に対して適正管理の指導を行う。
- 4 設置者等は、前項の調査が円滑に行われるよう協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 入浴設備の維持管理

- (1) 浴槽の湯は、少なくとも1年に1回以上レジオネラ属菌について水質検査を行い、検出限界以下( $10^2$  c f u /  $100$  mL未満)であることを確認すること。ただし、ろ過器を使用して連日使用している浴槽水は、1年に2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を $0.4$  mg/L以上に保つようにして消毒すること。
- (3) 浴槽は、浴槽の湯を毎日完全に換水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用して当該浴槽の湯を24時間以上にわたり完全に換水せずに使用する方式の浴槽にあっては、毎週1回以上完全に換水して清掃すること。
- (4) 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア ロ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
  - イ 循環配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
  - ウ 集毛器その他浴槽とろ過器との間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
  - エ 浴槽の湯がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入又は投入すること。
- (5) 貯湯槽を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
  - イ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃し、及び消毒すること。

### 2 冷却塔の維持管理

- (1) 冷却塔に供給する水を水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 冷却塔の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水を実施すること。
- (3) 冷却塔及び冷却水の水管の清掃を1年に1回以上行うこと。
- (4) 冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を1年に1回以上実施すること。
- (5) 前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が $10^2$  c f u /  $100$  mL以上

検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10 cfu / 100 mL未満)であることを確認すること。

### 3 加湿器の維持管理

- (1) 主に建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器（以下、「加湿装置」という。）に供給する水を水道法第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 加湿装置の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ加湿装置の清掃等を実施するとともに、1年に1回以上、清掃を実施すること。
- (3) 加湿装置に供給する補給水槽は、1年に1回以上清掃すること。
- (4) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜及び清掃を実施すること。
- (5) 家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。

### 4 貯湯式の給湯設備又は循環式の中央式給湯設備の維持管理

- (1) 湯温を末端の給湯栓で摂氏55度以上に保つこと。
- (2) 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。
- (3) 循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁を適切に調整すること。

### 5 その他

1から4までに掲げる項目以外においても、必要に応じて、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号）及び循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）を参照し、適切に維持管理すること。

# 万が一の火災に備えて 《日頃から消防訓練を行いましょう！》

名古屋市消防局予防部予防課

火災が発生した際、被害を少しでも減らすためには、1秒でも早く①通報すること、火災が拡大する前に②初期消火すること、身を守るために③避難・誘導することが大切です。

万が一の時に一人一人が適切な行動をとることができるように、消防訓練を反復して行うようにしましょう。

## ○基礎訓練のススメ

実際の火災を想定した消防訓練を行うことが最も効果的ですが、そのような総合的な訓練は実施に手間や時間がかかるため、まずは火災の際に必要となる通報、初期消火、避難・誘導それぞれの分野について基礎訓練を行うことをお勧めします。

### ① 通報訓練

- ・119番通報の際に聞かれる内容について整理しておきましょう。
- ・事業所に「火災通報装置」が設置されている場合は、使い方を確認しておきましょう。

### ② 初期消火訓練

- ・消火器が設置されている場所を確認しましょう。
- ・消火器の操作方法を確認しておきましょう。
- ・屋内消火栓設備や補助散水栓が設置されている場合は、操作方法を確認しておきましょう。

### ③ 避難・誘導訓練

- ・事業所のどの部分からでも迷わず避難できるように複数の避難経路を確認しておきましょう。
- ・自力避難が困難な方など、避難に介助が必要な方をどのように避難させるか確認しておきましょう。

火災はいつどこで発生してもおかしくないため、基礎訓練を行う際には、消防計画に定められた役割にとらわれず、通報、初期消火、避難誘導の訓練を一通り行うようにしましょう。

また、基礎訓練だけでなく、少なくとも年2回は実際の火災を想定した、総合的な訓練を実施しましょう。

机上で行う火災図上訓練(FIG)で行動を確認することも大切です。



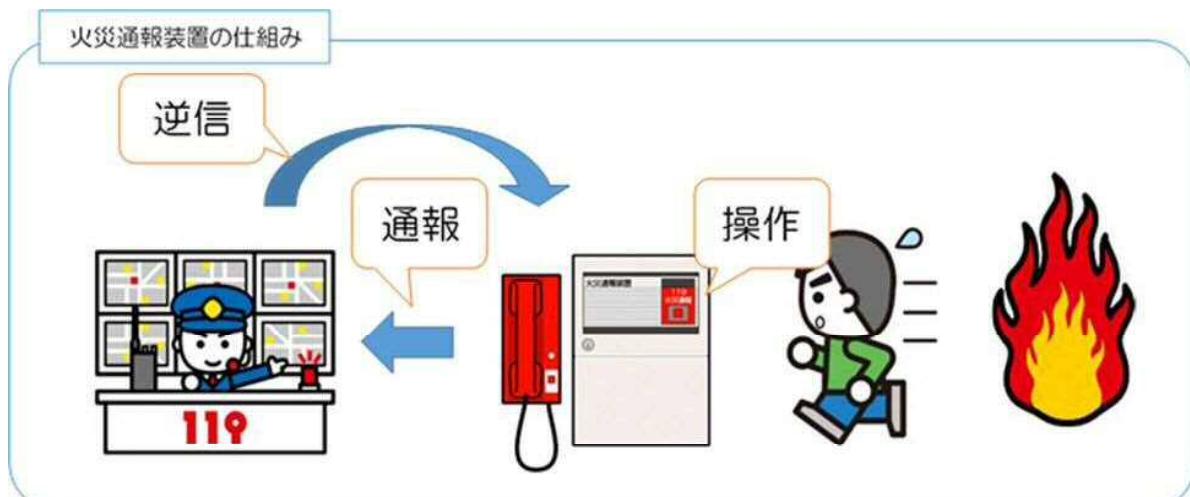
## 消防機関への通報について

- ・火災が発生した際には、すぐに通報してください。
- ・下記の【119番通報時のやり取り(例)】を参考に、通報内容を確認しておきましょう。

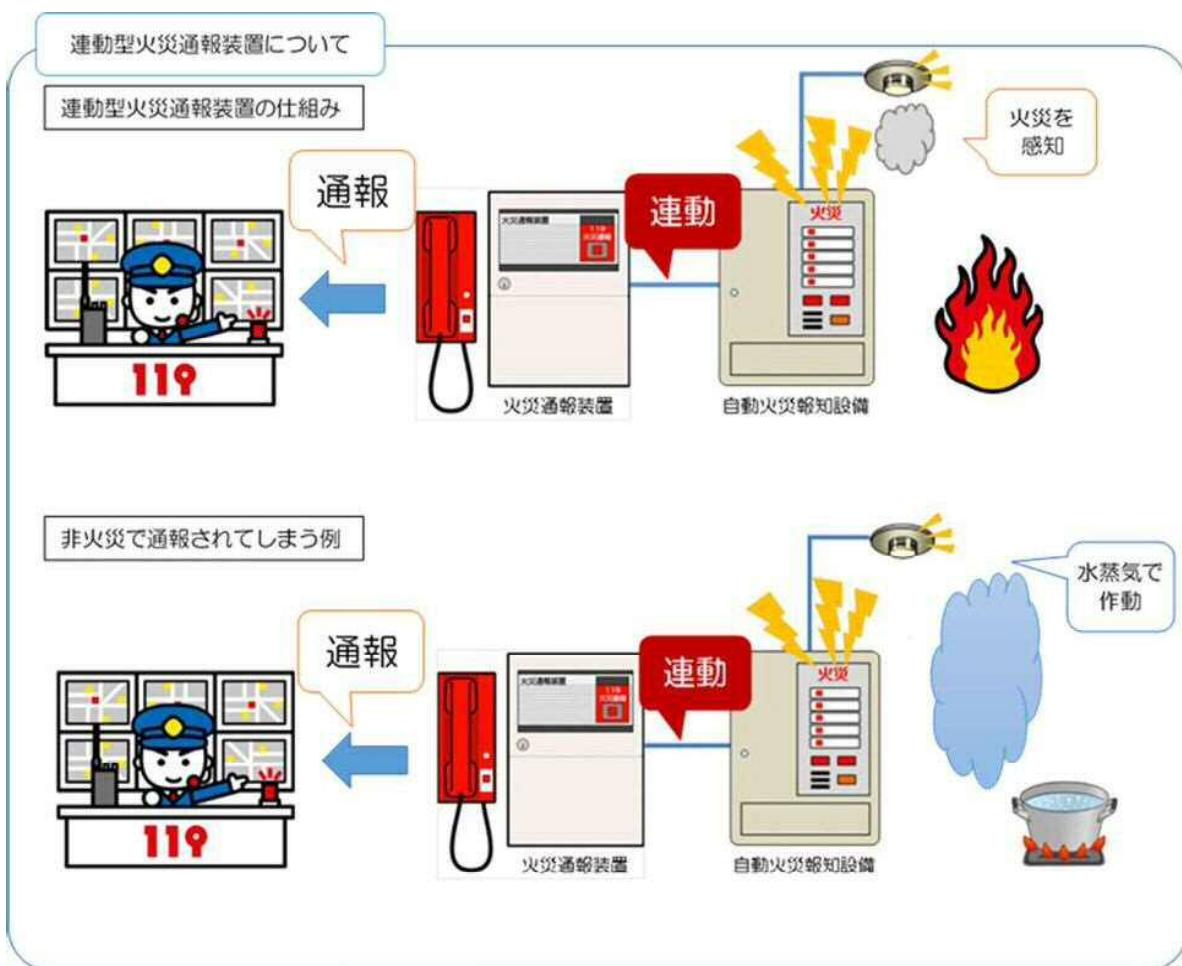
消防(指令センター)	「こちら 119番名古屋消防です」 「火事ですか？救急ですか？」
通報者	「火事です」
消防(指令センター)	「場所はどこですか？」 「近くに何か目印になるもののはありますか？」
通報者	「 <u>名古屋市〇〇区〇〇</u> にある <u>●●</u> という施設です」 「 <u>××公園の北側</u> にあります」
消防(指令センター)	「何が、どのくらい燃えていますか？」
通報者	「談話室のごみ箱から火が出て、炎が天井まで届いています」
消防(指令センター)	「逃げ遅れた人やけがをした人はいませんか？」
通報者	「逃げ遅れはありませんが、職員が一人右手をやけどしました」
消防(指令センター)	「あなたのお名前と、今かけている電話の電話番号を教えてください」
通報者	「私の名前は〇〇です」 「電話番号は <u>〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇</u> です」
消防(指令センター)	「すぐに消防車と救急車が向かいます。安全なところに避難してください」

## 火災通報装置について

- ・火災通報装置とは、ボタンを押すと自動的に消防へ通報する設備です。
- ・火災通報装置によって通報されると、指令センターから折り返しの通信(逆信といいます)が火災通報装置にかかります。可能な範囲で対応してください。



- ・施設によっては、火災通報装置と自動火災報知設備が連動している場合があります。
- ・火災ではなく、火災通報装置が作動したら、指令センターの逆信をとり、非火災であることを指令センターに伝えてください。



社会福祉施設の職員の方へ

いざという時に、利用者と職員の皆様の大  
切な命を守れるように、

職員が少なくなる

# 夜間を想定した 消防訓練



を行いましょう！

夜間に発生した火災で、多くの高齢者が亡くなっています。  
原因の多くは…

- 119番通報
- 初期消火
- 避難誘導

が、適切に行われていなかった！



なぜ、できなかったのか？

一人で恐かった

一度も訓練を行ったことがなかった

設備の使い方がわからなかった

パニックになった

悩んでいるのは、あなただけではありません。  
一緒に火災の時に慌てない訓練の方法を考えましょう！

裏へ

訓練のポイントは裏面に

名古屋市消防局

最初の消防隊が到着するまでの 約5分間 にできることは限られています。

# いざという時に迅速的確に行動が行えるよう 日頃から訓練を行ってください。

## 訓練に取り入れる内容

### 利用者に知らせる



### 119番通報



### 出火場所の確認



### 初期消火



### 避難誘導



職員全員が反復して消防訓練を実施し、

自分たちの施設に合った火災時の対応を身に付けていきましょう！

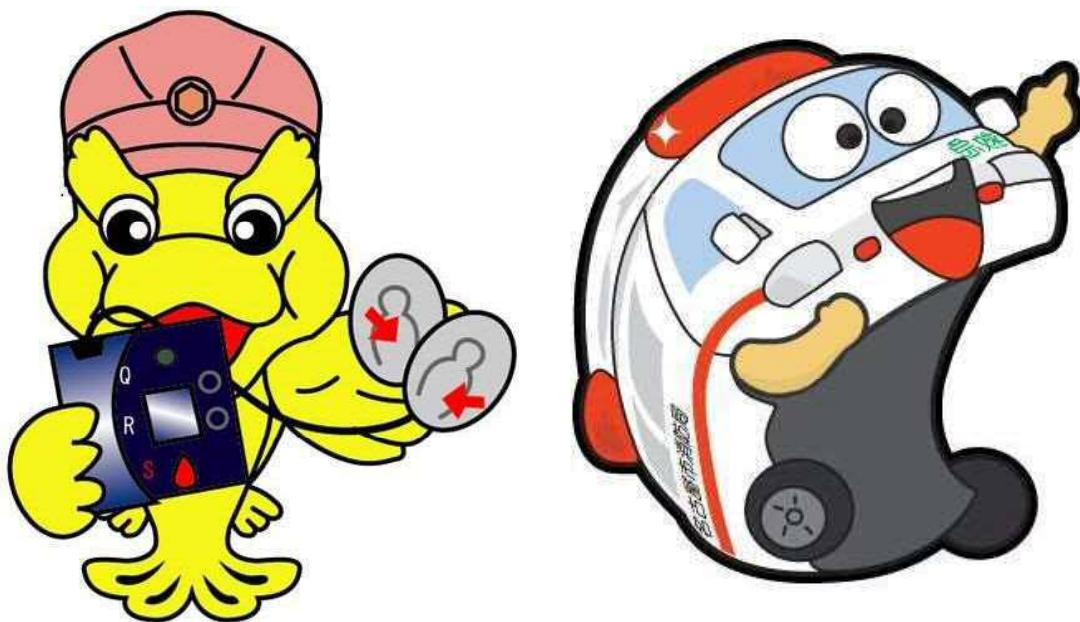
◆ご不明な点は名古屋市内の各消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	764-0119	中村消防署	481-0119	熱田消防署	671-0119	守山消防署	791-0119
東消防署	935-0119	中消防署	231-0119	中川消防署	363-0119	緑消防署	896-0119
北消防署	981-0119	昭和消防署	841-0119	港消防署	661-0119	名東消防署	703-0119
西消防署	521-0119	瑞穂消防署	852-0119	南消防署	825-0119	天白消防署	801-0119

# 救急要請の手引き

介護老人保健施設・老人福祉施設等における

救急ガイドブック



名古屋市消防局

## はじめに

名古屋市の救急出動件数は、全国的な傾向と同様に**増加の一途**をたどっており、高齢化を背景に介護老人保健施設・老人福祉施設等（以下「老人施設等」と言います）からの救急出動件数も増加しています。そのため救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されています。このことから、名古屋市では迅速に救急車を出動させる**体制の確保**や、救急事故の発生を未然に防ぐ**救急予防の啓発**など、増加する救急需要に対する総合的な救急需要対策を推進しているところです。

この手引きは、老人施設等の職員の方々へ、施設内でできる病気やけがの予防方法の紹介や、緊急時の救急対応を円滑に行えるように作成しました。

また緊急かどうか判断に迷った時に、緊急度判定を支援するアプリの紹介や、患者等搬送事業認定事業者の一覧も掲載しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

## 目 次

<b>1</b>	<b>名古屋市における救急概要と老人施設等からの救急要請</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>施設内での救急事故の予防と対策</b>	<b>2～3</b>
<b>3</b>	<b>119番通報にあたって</b>	<b>4</b>
<b>4</b>	<b>救急要請対応フロー</b>	<b>5</b>
<b>5</b>	<b>消防局からのお願い</b>	<b>6～7</b>
※	<b>救急隊への情報提供表及び見本</b>	<b>別添1～別添2</b>
※	<b>名古屋市内患者等搬送事業認定事業者一覧</b>	<b>別添2</b>

<問い合わせ先>

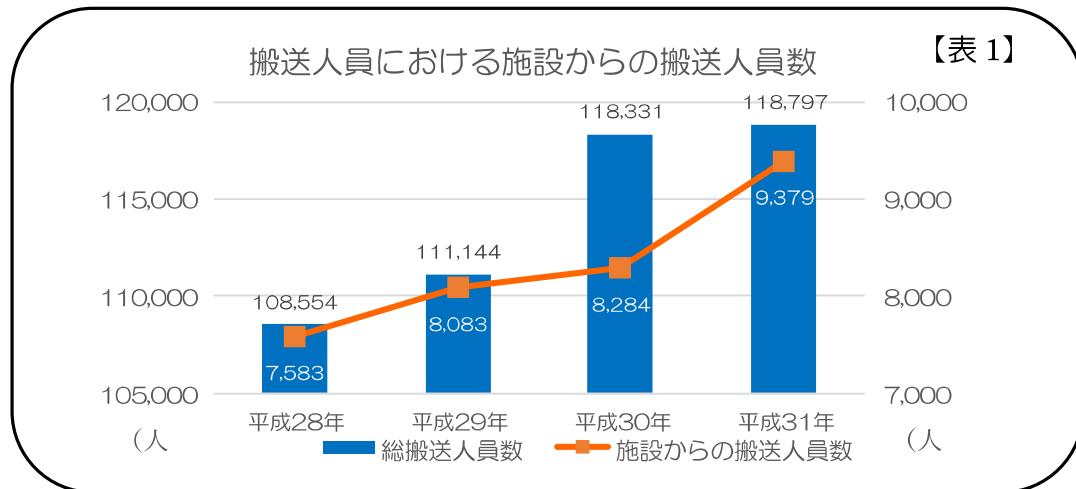
名古屋市消防局 救急部救急課救急係 TEL：052-972-3563

## 1 名古屋市における救急概要と老人施設等からの救急要請

名古屋市の平成31年中の救急出動件数は、133,724件にのぼり、3.9分に1回のペースで救急車が出動している計算となり、市内の各消防署等にて待機する45台の救急車で対応しています（令和2年4月現在）。

度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されることから、救急出動が重なる時期には各消防署に臨時に救急隊を増やして対応しているところです。

また、同年の救急搬送人員は118,797人であり、このうち7.9%にあたる9,379人が老人施設等から救急搬送されており、総救急搬送人数に占める人数は年々増加しています。（表1参照）



老人施設等で発生した救急の詳細をみると、急病では肺炎、心不全、脳梗塞などの疾患が多く、一般負傷では転倒による大腿骨の骨折、頭部のけが、また食べ物による窒息が多くみられました。

さらに老人施設等から搬送された方の約78%が中等症以上と診断されており、他の高齢者の救急事案と比較すると中等症以上の割合が多いことが分かります。（表2参照）

老人施設等からの搬送 左記以外の場所からの搬送



【表2】

そのため医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の救急車への同乗をお願いしています。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう協力をお願いします。）

## 2 施設内での救急事故の予防と対策

① 名古屋市消防局では、救急車の出動に関するデータ分析を中心とした研究（研究機関：東邦ガス株式会社）により明らかとなった、居室内における救急事故の予防策について、広く市民の皆様に啓発し救急予防を推進しています。その予防策の一例をご紹介します。（注　救急事故とは、急病やけがなど、消防による救急業務の対象となる事故をいいます。）

<p><b>廊下・階段の事故</b></p> <p>✚ 小さな段差につまずき転倒し負傷することが多数</p> 	<p><b>転倒を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手すりの設置と段差をなくす（敷物はしかない）</li><li>手すりがない場合は、壁伝いにゆっくりと移動</li><li>夜間は足元灯をつける</li></ul>
<p>✚ 居室と廊下の温度差にさらされることで、心臓に負担がかかり危険 ※廊下の急病事故は、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる朝方5～9時頃と、夕方17、19時頃に重症化リスクが高くなっています。</p> 	<p><b>移動時の防寒</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>廊下や階段空間を暖める</li><li>服をもう一枚羽織ってから移動開始</li><li>スリッパなどの履物を履く</li></ul>
<p><b>血栓形成予防</b></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>居室から移動する前に水分を補給</li></ul>
<p><b>浴室の事故</b></p> <p>✚ 浴室事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も死亡率が高い</p> 	<p><b>急激な血圧の変動を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>急激な温度変化を避けるために、 脱衣室や浴室内を暖める 入湯は、かけ湯をしてからゆっくりと</li><li>半身浴を併用し、お湯の高さは心臓より下</li><li>体温 0.5℃上昇程度で湯から出る (目安は汗ばんだと感じたとき)</li></ul>
<p>✚ 11月～4月や、外気温が10℃を下回る日に重症化リスクが高まる</p> 	<p><b>血栓形成予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>入浴前後に水分を補給（お酒はダメ）</li></ul>

### トイレの事故

トイレの急病事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も頻度が多く、排便時のいきみに伴うダイナミックな血圧変動に注意



11月～4月にかけて、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる、朝方6～7時頃に重症化リスクが高まる



#### 排尿時の失神を防ぐ

- 座つて排せつ（できれば男性も）
- 立ち上がる際の動作はゆっくりと

#### 肌の露出部分を防寒

- トイレ空間を暖める（目安 22°C以上、最低でも 17°C確保）
- 便座暖房もしくは便座カバーを利用
- ひざ掛けで太ももなどの露出部を覆う

#### 排便を穏やかに

- 普段から水分を多めに摂取
- 朝食を抜かない
- 便意を我慢しない

② 窒息事故は、餅、ご飯、パンなどで多く発生しています。特に高齢者は、咀しゃく力や嚥下反射の低下により窒息を引き起こすリスクが高くなっています。利用者が食事をする際は、誰かがそばに付き添って、窒息事故の防止に努めてください。



- 食物を小さく切るなどして、食べやすい大きさにする
- 少量ずつ、ゆっくり食べる
- 食べている最中に、話しかけない
- 食事の際は、お茶や水などを飲んで、のどを湿らせる



### 3 119番通報にあたって

心停止や窒息という生命の危機的状況に陥った傷病者や、これらが切迫している傷病者を救命し、社会復帰に導くためには、「救命の連鎖」が必要となります。



いざというときに慌てないために、事前に対応マニュアルなどを作成して備えておくことが望ましいと考えられます。特に利用者のD N A R意思（D N A R事前指示書）がある場合には、あらかじめ担当医師と協議して事前に対応について取り決めを行っていただこうお願いいたします。

救急隊は、救命を主眼とし、心肺停止に際しては救命救急センター等の医師の指示の下、胸骨圧迫やAEDを使用して一次救命処置のほか、器具による気道確保や末梢静脈路確保等の必要な処置を行いつつ、当該救命救急センター等に搬送します。緊急を要する場合には直ちに119番通報を行うとともに一次救命処置を開始してください。

#### ① 緊急を要する症状の具体例

急に意識がなくなったり、状態が急に悪くなったりしたときなど、右表に掲げる症状が該当します。

#### ② 119番通報時のお願い

119番通報時には、次のことに留意してください。

##### ➢ 応急手当（心肺蘇生）の実施

意識が無く正常な呼吸をしていない場合は、すみやかに一次救命処置を実施してください。

心肺蘇生は、救急隊（消防隊）が到着し、交代するまで継続してください。

##### ➢ 誘導（開錠）

特に夜間などは、玄関など入り口を開錠していたくとともに、救急隊（消防隊）が到着したら、患者の居場所まで誘導してください。

##### ➢ 情報提供

別添「救急隊への情報提供表」を事前に作成しておいていただき、緊急事態発生の場合は、到着した救急隊（消防隊）へ渡してください。（施設における看護、介護記録等がご準備いただける場合にも、その記録を基に記入していただくようお願いします。）

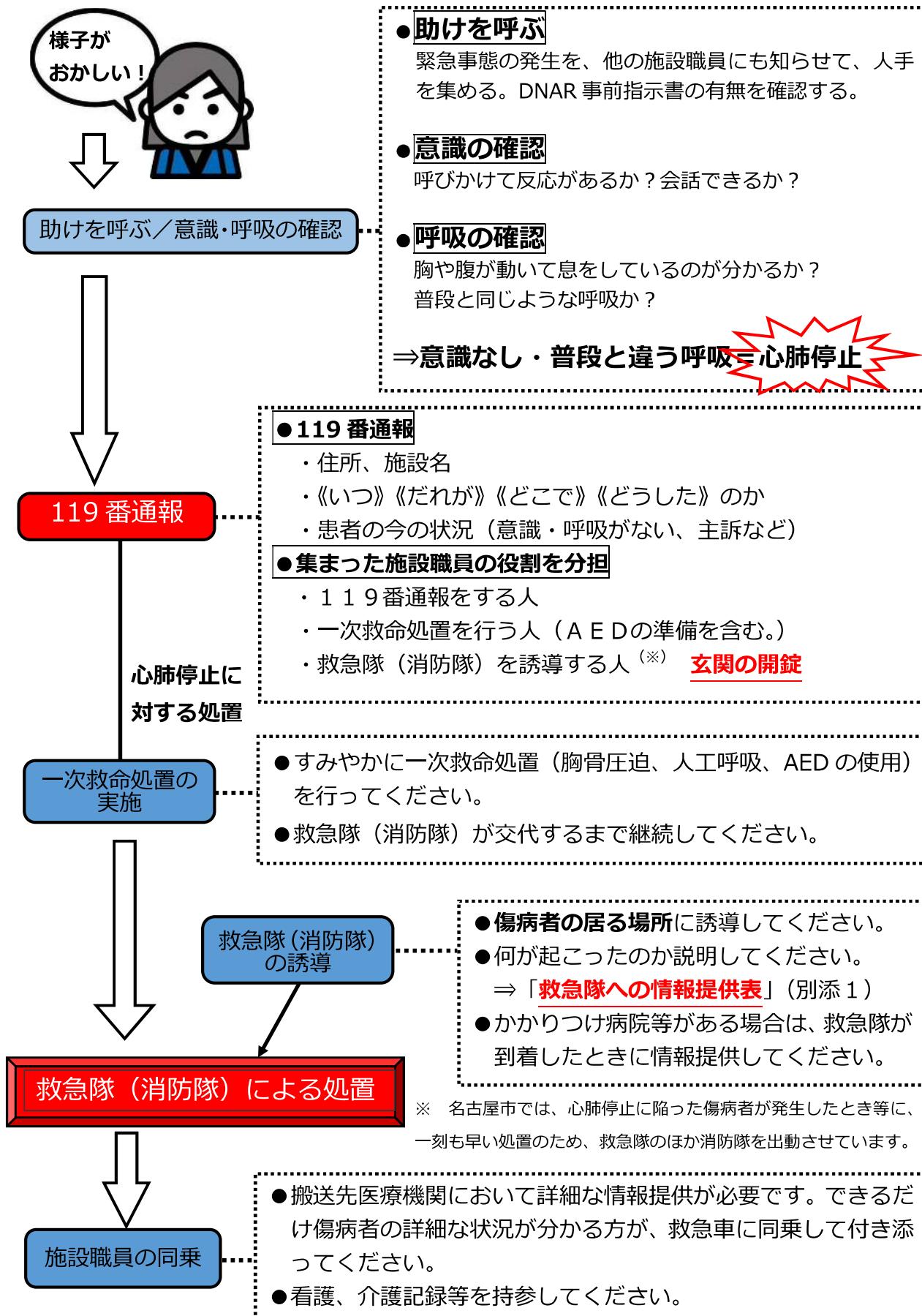
##### ➢ その他

医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の救急車への同乗をお願いします。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていたくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう連絡をお願いします。）

##### 【緊急を要する症状の具体例】

➢ 意識がない（返事がない）とき
➢ 意識はあっても次の症状があるとき
・物を喉に詰まらせて呼吸が苦しい
・胸や背中の突然の激痛
・息な息切れ、呼吸困難
・突然の激しい頭痛
・大量の吐血・下血
➢ 急に次のような症状が出たとき
・顔半分が動きにくい
・笑うと口や顔の片方がゆがむ
・呂律が回らず話しにくい
・見える範囲が狭くなる
・片側の手足が動かない
・顔や手足のしびれ
➢ 高所からの転落や、大量の出血を伴うなどの大けが、広範囲のやけど

## 4 救急要請対応フロー



## 5 消防局からのお願い

### ① 担当医師、施設協力医療機関との連絡体制の構築

施設利用者ごとの担当医師や施設協力医療機関との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談したり、受診したり、必要な指示を受けられる体制をとってください。利用者の体調の変化に注意を払い、症状が悪化する前に早めに対応することや、夜間・休日で職員の方が少なくなる前の対応が望ましいと考えられます。

### ② 緊急度判定ツールの活用

施設利用者の容態が変化した時には、上記①のとおり担当医師等との連絡を密にして対応していただくようお願いしておりますが、担当医師等に連絡が取れず、緊急かどうか判断に迷う場合は、傷病者の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するためのアプリ「全国版救急受診アプリ（Q助《きゅーすけ》）」を総務省消防庁が提供しておりますので、ぜひ参考にして下さい。

Q助（きゅーすけ）アプリのダウンロードおよび詳細は、下記の総務省消防庁救急お役立ちポータルサイトか、下記QRコードを参照して下さい。

[www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9\\_6/kyukyu\\_app.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html)

## 救急車を呼ぶ前に考えよう



「Q助」QRコード

### ③ 患者等搬送事業者等の利用の検討

度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れが懸念されています。もし施設内で医療機関の受診を要する方がおみえになり、**緊急性が無く救急車以外で対応できる場合は、患者等搬送事業者の利用**について積極的に検討していただくようお願いいたします。名古屋市では、一定要件を満たした民間会社を、患者等搬送事業者として認定しています。（別添2参照）

#### ④ 応急手当の習得と実施

施設利用者の方が生命の危険に陥っているときには、救急隊の到着を待たず、すみやかに救いの手を差し伸べなければなりません。一刻を争う事態に備えて、応急手当を多くの施設職員の方々が身に着けておくことが大変重要であると考えられます。

名古屋市では、応急手当に関する各種講習会を開催していますので、ぜひ一度ご検討ください。



応急手当の講習に関するお問い合わせ、お申し込みは名古屋市応急手当研修センター（昭和消防署4階）又はお近くの消防署へご連絡ください。（右記QRコードからもアクセスできます。）

**応急手当について**

**名古屋市応急手当研修センター TEL：052-853-0099**

#### ⑤ 救急隊への情報提供について

施設内で救急要請に至る状況が発生した場合には、前述のとおり「4 救急隊要請フロー」に沿って対応をお願いしているところですが、円滑な救急活動を行うためにも、「救急隊への情報提供表（別添1）の提供をお願いいたします。「救急隊への情報提供表」の上半分は事前に記入できますので、あらかじめ利用者ごとに作成をしておいて下さい。

救急通報と並行して、事前に記入された「救急隊への情報提供表」の下半分の太枠内を記入して、到着した救急隊に早急に手渡せるよう準備をお願いします。

到着した救急隊は「救急隊への情報提供表」を使用し、医療機関へ受入要請を行います。「救急隊への情報提供表」が救急隊の手元に渡るのが遅れると、受入要請を含む救急活動が滞り、時間経過とともに利用者の更なる状態悪化を招く危険性がありますので、施設内での周知徹底をお願いします。

#### ⑥ DNAR（Do Not Attempt Resuscitation）について

傷病者や家族からDNAR（心肺停止時に心肺蘇生を行わないこと）の意思表示（書面等）がある場合は、担当医師や施設協力医療機関に相談しておいてください。そして普段からご家族の意向や緊急時の連絡体制について、情報の共有に努めてください。

現在のところDNARの意思表示があった場合でも、DNAR指示の効力を救急隊が現場で判断することが困難であるため、居合わせている担当医師から直接DNAR指示を受けない限り、原則として救命救急センター等の医師の指示の下、救命処置等の蘇生処置を行いながら、当該救命救急センター等に搬送することになります。救急隊は応急処置をせずに搬送することはできませんので、ご理解下さい。

～今後も救急隊の活動に、ご理解とご協力を願いいたします。～

【1】

## 救急隊への情報提供表

記入例

【別添1-2】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏名	なごや たろう 名古屋 太郎	年齢	〇〇歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
TEL		生年月日	M・T・S	H 7 年 5月 8日	
住所				<input checked="" type="checkbox"/> 施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ <b>高血圧、糖尿病</b>	既往歴 <b>脳梗塞、肺炎</b>			
常用服用薬	アムロジン、アスピリン、オイグルコン(糖尿病薬)	アレルギー	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 ( <b>エビ、カニ</b> )		
かかりつけ病院名	〇〇病院	担当医師名	〇〇医師		
緊急連絡先 (家族等)	氏名 <b>名古屋 花子</b>	TEL	<b>052-758-〇〇〇〇</b>		
	住所 <b>〇〇区〇〇町〇一〇</b>		続柄	<b>娘</b>	

【1】事前に  
利用者ごとに  
記入しておいて下さい。たくさんの既往  
歴や服用薬があ  
り記入が全てで  
きない場合は、  
全てを記入でき  
なくとも構いません

：については、〇 年 〇 月 〇 日現在の情報です。

【2】

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください

発症（受傷）を目撃しましたか？	<input checked="" type="radio"/> はい ( 日 ○ 時 ○ 分頃 )	・ いい
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？	日 時 分頃	
本人のDNAR意思(DNAR事前指示書)がありますか？	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
日常生活 会話	<input checked="" type="radio"/> 可能	一部可能・不可
歩行	<input checked="" type="radio"/> 可能	
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など		
<b>食後、急にうずくまい、顔色が悪く冷たいため</b> <b>救急車を呼んだ</b> <b>お腹が痛いようなしぐさがあった</b>		
最後の食事： <b>12 時 00 分頃</b>		

救命処置が必要な場合には、黄色の網掛け部分の情報が重要となりますので、記入していただけます。

【お願い事項】

- 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
- すみやかな処置の実施のため、**玄関の開錠**・患者の居場所への**誘導**をお願いします。
- 救急搬送の際の**付き添い**（事情がよく分る方）をお願いします。

【2】救急要請後、  
早期に記入して  
下さい。応急処置  
等が必要とされる  
場合は手分けし  
て記入していただ  
くようお願いしま  
す。

救命処置が必  
要な場合には、黄  
色の網掛け部分  
の情報が重要と  
なりますので、記  
入していただけ  
ます。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

名古屋市消防局

「救急隊への情報提供表」は名古屋市ホームページにあります。

名古屋 救急隊への情報提供表

-126-

# 救急隊への情報提供表

【別添1】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏名		年齢	歳	性別	男・女
TEL		生年月日	M・T・S・H	年	月
住所				□：施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ		既往歴		
常用服用薬			アレルギー	有・無 ( )	
かかりつけ病院名			担当医師名		
緊急連絡先 (家族等)	氏名		TEL		
	住所			続柄	

以上については、 年 月 日現在の情報です。

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症（受傷）を目撃しましたか？		はい（ 日 時 分頃）	・ いいえ
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？		日 時 分頃	
本人のDNAR意思（DNAR事前指示書）がありますか？		有・無	
日常生活	会話	可能・一部可能・不可	歩行
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など		<input type="checkbox"/> ：顔面蒼白 <input type="checkbox"/> ：嘔気・嘔吐 <input type="checkbox"/> ：頭痛 <input type="checkbox"/> ：胸痛 <input type="checkbox"/> ：発熱 <input type="checkbox"/> ：冷や汗 <input type="checkbox"/> ：けいれん <input type="checkbox"/> ：失禁 <input type="checkbox"/> ：呼吸苦 <input type="checkbox"/> ：イビキ呼吸 <input type="checkbox"/> ：上手くしゃべれない	
最後の食事： 時 分頃			

## 〔お願い事項〕

- 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
- すみやかな処置の実施のため、**玄関の開錠**・患者の居場所への**誘導**をお願いします。
- 救急搬送の際の**付き添い**（事情がよく分る方）をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

**名古屋市消防局**

## 【別添2】

## 名古屋市内患者等搬送事業認定事業者一覧(令和2年4月1日現在)

番号	行政区	認定事業者	所在地	電話番号
1	千種区	アイソーライフサポート	千種区光が丘1-3-6 シティコープ光が丘1-1207	070-2222-0150
2	東区	しあわせ介護タクシー	東区大曽根2-5-30	070-1220-3604
3		株式会社ビジネスサポート	東区東桜1-3-7 ヒシタビル4F	052-212-8792
4	北区	東和交通 株式会社	北区辻本通1-23	052-915-0800
5		はんどライフサポート	北区喜惣治2丁目125-3	052-901-0048
6	西区	にこにこ介護タクシー未来	西区則武新町2-3-22	052-526-7707
7	中村区	株式会社 走介	中村区京田町1-31 宝マンション黄金第二303	052-880-8686
8		介護・福祉タクシー とく	中村区稻上町4-95-1	052-700-0733
9		株式会社 エヌジェーシー	中村区名駅4丁目6-23 第三堀内ビル7F	052-589-8844
10		株式会社 洲崎綜合観光	中村区名駅南3-7-2	052-526-0280
11	昭和	株式会社 コスモスコーポレーション	昭和区福江2-13-25	052-884-7301
12		フォレストの介護タクシー	昭和区川名本町3-5-2	052-753-3431
13		介護タクシーてんてん	昭和区折戸町2-11	090-7608-4671
14	瑞穂	有限会社JMB はあとケアJMB介護タクシー	瑞穂区彌富町桜ヶ岡72-6	052-831-9320
15		ケアタクシー介人	瑞穂区北原町1-6-8	052-720-0695
16	中川区	愛敬福祉タクシー	中川区中野新町3-82	052-362-3676
17		福祉タクシーまんてん	中川区万場3-1606	052-432-1067
18		一介福祉サービス	中川区玉船町1-1-2	070-4074-4599
19	港区	有限会社 三協福祉サービス	中川区八神町1丁目3	052-364-6301
20		優YOU24Hサポートサービス	港区木場町9-24 真栄マンション木場町A-603	090-6599-1406
21		おおや介護タクシー	港区秋葉1-99 プラザヤマダB棟102	090-7865-9543
22	南区	有限会社 なごやリフトタクシー	南区鳴尾1-111	052-614-7705
23	守山区	たかとう福祉タクシー	守山区中新15-23	0120-294-758
24		株式会社 あんしんネット21 守山営業所	守山区金屋2-388	052-795-3800
25	緑区	小桜福祉タクシー	緑区ほら貝1-38-2 ジャルジョイハイツ206	052-877-4554
26		福祉タクシー モモタロウ	緑区鳴海町字上ノ山34-14	090-7034-5190
27	名東区	株式会社 だいせん	名東区社口1丁目303番地	052-715-6181
28	天白区	じゅんちゃん介護タクシー	天白区天白町 大字八事字裏山67-132	052-700-7365
29		福祉タクシー 楽楽	天白区野並4丁目173-2	080-3644-4130

※ 営業時間につきましては、各事業所に直接お問い合わせください。

# 取り組もう! 今すぐ 耐震対策



## 木造住宅 無料 耐震 診断

耐震性に問題  
があれば、  
耐震対策の  
基本から!!

費用・時間の  
面で負担の  
少ない  
安全対策

### 耐震改修工事

- ・費用の 4/5、最大 100 万円まで助成
- ・非課税世帯は、費用の 4/5、最大 150 万円まで助成
- ・市の無料診断で 1.0 未満と判定された木造住宅が対象

木造住宅の耐震改修工事費用の最多価格は 150~200 万円

### 耐震シェルター、防災ベッド設置

- ・費用の 1/2、最大 30 万円まで助成
- ・非課税世帯は、費用の 3/4、最大 45 万円まで助成
- ・市の無料診断で 0.7 未満と判定された木造住宅に  
お年寄りなどが住んでいる世帯が対象

○耐震シェルター・防災ベッドは、たとえ建物が地震で  
倒壊しても、中にいる人の命を守ってくれる装置です。  
○価格は 30 万円位から様々で、設置も簡単です。



昭和 56 年 5 月 31 日以前  
に着工された、市内にある  
2 階建以下の住宅が対象

※工法によっては対象とならない  
場合もあります。

### 耐震相談員派遣制度をご利用ください

- ・市内にある建築物の耐震診断、耐震改修などの耐震対策に関する相談を  
受けることができます。
- ・自宅等にお伺いし、現地を見ながら専門家が相談にのります。(無料)

# 耐震シェルター・ 防災ベッド設置助成

**【耐震シェルター・防災ベッドとは】** ▷ 地震で住宅が倒壊しても、寝室や睡眠スペース等に安全な空間を残すことで、命を守る装置のことです。安全な空間は、睡眠スペース周りに限られますが、短期間での設置が可能で、費用も抑えられます。

耐震シェルター・防災ベッドの一例



対象者	次のいずれかの方が居住している世帯 ● 申請時点で65歳以上の方 ● 障害がある方など
対象住宅	● 昭和56年(1981年)5月以前に着工した2階建て以下の木造住宅 ● 市の無料耐震診断の結果、判定値0.7未満と診断されたものであること
補助対象となる 耐震シェルター等	● 国、地方公共団体等で一定の評価を受けたもの 東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど ● 公的試験機関等により一定の評価を受けたもの
補助内容	1住戸あたり、 【一般世帯】設置費用の1/2以内で <b>最大30万円</b> 【非課税世帯※】設置費用の3/4以内で <b>最大45万円</b> <small>※非課税世帯：建物居住者の世帯全員が、過去2年間、市民税の課税を受けていない世帯</small>

## 代理受領制度

代理受領制度を利用することで、設置費用と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初に用意する費用負担が軽減されます。詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。



| お問い合わせ先・申請先 |

**名古屋市住宅都市局 耐震化支援室**

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



## 要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進について ～円滑かつ迅速な避難のために～

要点!

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施等が法律上義務になりました。  
※名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた施設が対象です。

### 避難確保計画とは?

災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項を定めるものです。

1

#### 趣旨

平成 28 年 8 月の台風第 10 号により要配慮者利用施設において多数の利用者が亡くなったことを受け、水防法等が改正され、洪水又は土砂災害が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び避難訓練の実施が法律上義務となりました。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和元年 7 月 30 日に、愛知県より津波災害警戒区域が指定されました。津波が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び公表、避難訓練の実施・報告が法律上義務となりました。

#### 該当区域別の措置の義務付けについて

災害の種類	洪水	土砂災害	津波
該当区域名称	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
避難確保計画の作成・提出	<b>義務</b> (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	<b>義務</b> (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	<b>義務</b>
避難確保計画の公表	—	—	<b>義務</b>
自衛水防組織の設置の義務	努力義務 (設置した場合、構成員の市町村への報告が必要)	—	—
避難訓練の実施	<b>義務</b>	<b>義務</b>	<b>義務</b>
避難訓練の報告	—	—	<b>義務</b>
法律名称	水防法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	津波防災地域づくりに関わる法律

2

#### 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域の確認方法

<洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の確認方法>

名古屋市公式ウェブサイト⇒暮らしの情報⇒防災・危機管理⇒災害に備える⇒防災マップ

⇒あなたの街の洪水・内水ハザードマップ 【ページ内に国・県の各河川の洪水浸水想定区域図へのリンク有】

<津波災害警戒区域の確認方法>

名古屋市公式ウェブサイト⇒暮らしの情報⇒防災・危機管理⇒災害に備える⇒防災マップ

⇒あなたの街の津波ハザードマップ

(裏面へ)

<義務付け施設の確認方法>

名古屋市公式ウェブサイト『暮らしの情報』防災・危機管理『災害に備える

『要配慮者利用施設等の避難確保等の促進について』

### 3

### 避難確保計画等の作成・提出等について

①提出書類

- 1) 避難確保計画作成(変更)報告書
- 2) 避難確保計画
- 3) 津波避難訓練実施報告書(津波のみ)

※1) 2) については、それぞれ3部提出、3)については1部提出。

ポイント

洪水における想定浸水深については、洪水・内水ハザードマップ及び国・県の洪水浸水想定区域図のうち、より大きい浸水深を適用し計画を作成してください。

②提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③作成方法

名古屋市公式ウェブサイトに「避難確保計画作成様式(洪水、土砂災害、津波編)」を掲載しておりますので、参考にしてください。なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます(提出は必要)。

名古屋市公式ウェブサイト『暮らしの情報』防災・危機管理『災害に備える

『要配慮者利用施設等の避難確保等の促進について』

### 4

### 避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

### 5

### その他

- ① 提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ② 提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③ 避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

名古屋市公式ウェブサイト『暮らしの情報』防災・危機管理『災害が起きたら

『災害時の情報について』『「きずなネット防災情報」について

(URL : <http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000026561.html>)

<お問い合わせ先> 名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室

伊藤・柴山 (TEL:052-972-3523)